

2000.10 Vol.8

NO.21

# 産廃振興財団ニュース

## ■ 財団に望む

庄子 幹雄

## ■ 廃棄物処理法等の改正と今後の展望

由田 秀人

## ■ 産業廃棄物処理業者情報検索システム

産廃振興財団

## ■ 第6回及び第7回適正処理運営協議会開く

適正処理センター

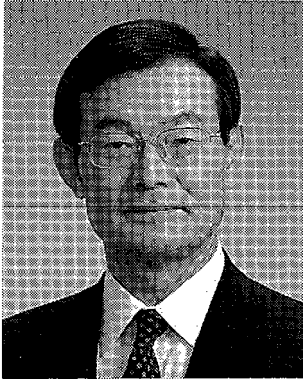
## ■ 全国のPCB廃棄物の保管状況

厚生省

## ■ 財団事務所が新橋に移転

## 寄稿

# 「財団に望む」



(社) 経済団体連合会

廃棄物部会長 庄子 幹雄

産業廃棄物処理事業振興財団が1992年の設立以来、債務保証業務、起業化助成事業、調査研究などの面で着実に実績をあげておられることはご同慶の至りであります。

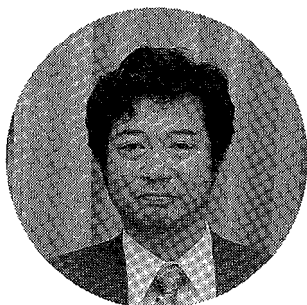
さらに、平成10年7月からは、廃棄物処理法の改正に伴い、産業廃棄物適正処理推進センターとして、国と産業界の協力のもとに産業廃棄物不法投棄原状回復基金を設立し、地方公共団体が原状回復事業を行う際の資金の支援をする事業を実施されております。経団連は、廃棄物処理法の趣旨に沿い、産業界として社会的責任を果す視点から、98年度に基金への出捐を行ないました。既に、同基金は4県からの申請を受け、約2億円の拠出を行なうことで、産業廃棄物の不法投棄という生活環境保全上の支障を除去することに協力してこられたと理解しております。こうした社会的意義の大きな実績に鑑み、経団連では、本年4月の理事会において同基金に対し2回目の拠出を行うことを決定いたしました。今後も引き続き、産業廃棄物適正処理推進事業の適切かつ円滑な運営を図ってい

ただきたいと思えます。

また、本年10月からは、産業廃棄物処理業者の事業情報をインターネットで全国に提供する「産業廃棄物処理業者情報検索システム」サービスを開始されます。経団連は、かねてより、不法投棄・不適正処理の防止のためには悪質な業者や無許可業者を排除するための取締りの強化、優良な処理業者が報われる環境の整備を行政に対して求めてまいりました。同時に、産業界としても優良業者との連携強化に努めてきましたが、これまでは産業廃棄物処理業者に関する情報の入手が煩雑かつ困難であったことは否めません。その意味で、従来一元化されていなかった全国の産業廃棄物処理業者に関する情報をデータベース化して公開することは、企業にとっても適正な処理業者を選定する際に有効な手段となり得ると期待しています。

財団におかれましては、このような、社会の要請に応える新たな事業を通じて、引き続き、循環型社会を推進する重要な役割を担っていただきたいと思えます。

# 廃棄物処理法等の改正と今後の展望



厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長 由田 秀人

## 1. はじめに

我が国においては、いわゆる循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるような体制を整備することが大きな課題となっている。しかしながら、廃棄物を取り巻く状況は、適正に処理するために必要な施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処分が増大するなど深刻化している。

このような状況を踏まえ、厚生省は、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）等の一部改正法案を第147回国会に提出し、本年5月に可決・成立した。本稿では、本改正の概要について紹介する。

## 2. 改正の概要

(1) 廃棄物の減量その他その適正な処理の計画的推進  
廃棄物の減量化については喫

緊の課題であり、政府としても平成11年9月にダイオキシン対策関係閣僚会議において西暦2010年を目標年次とする減量化の目標量を決定し、この目標の達成に向け、政府一体となって施策を推進することとしている。今回の改正では、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができる体制を整備するため、国が基本方針を策定し、これに即して都道府県廃棄物処理計画を策定する規定を創設した。

また、多量に産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対しては、これまで都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示していたところであるが、今回の改正では、これらの事業者（政令において、産業廃棄物の前年度の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物については同50トン以上）である事業場を設置している事業者と規定。）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して、都道府県知事に

提出し、及び計画の実施状況を報告しなければならないこととした。また、事業者による廃棄物の減量化への取組みに対する国民の理解が深まるよう、都道府県知事は、当該計画及びその実施状況について公表することとした。

これらの措置により、国、都道府県及び事業者が一体として廃棄物の減量化を推進する仕組みを整備したものである。

## (2) 公的関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理しなければならないとする責任を負うことから、これを処理するための施設を整備する責任も事業者が負うとするのが基本である。しかしながら、事業者による施設の整備が十分に行われず、産業廃棄物の適正処理に支障が生じている状況においては、公的関与により緊急かつ補完的に施設を整備することが必要とされている。このような趣旨から、今回の改正では、産

業廃棄物の処理に関する公的主体の役割を明確にした。また、既存の公的関与の仕組みである廃棄物処理センター制度や、民間施設も含めた優良な産業廃棄物処理施設の整備に対する支援措置を講じている「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」の仕組みを、次のように見直すこととした。

#### ①廃棄物処理センター制度の見直し

廃棄物処理センター制度は、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、公的主体の関与した一定の法人等を厚生大臣が廃棄物処理センターとして指定し、これに財政上の支援等を行うもので、平成3年の改正で創設された制度である。しかしながら、この廃棄物処理センターの指定は、平成12年8月末現在で9法人に止まっている。

このため、今回の改正では、廃棄物処理センターの指定要件を緩和し、指定の対象をこれまでの公益法人から、国・地方公共団体の出資等に係る法人（株式会社等を含む。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の選定事業者に拡大するとともに、都道府県に一カ所とする設置数の制限の撤廃、廃棄物処理センターの行う業務の拡大を行ったところである。

#### ②産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正

「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」は、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための一群の施設の整備事業を認定し、これに債務保証等の財政上の支援等を行う仕組みであって、平成4年に制定された法律である。今回の改正では、対象となる特定施設に一定規模以上の焼却施設、最終処分場等と共同利用施設等から構成される一群の施設を追加するなど要件を緩和し、民間施設も含めた優良な産業廃棄物処理施設の整備を促進することとした。

#### (3) 廃棄物の適正処理のための規制強化

廃棄物処理法において、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理しなければならないとする排出事業者の処理責任の原則が明確に規定されているところ、この原則は、自ら処理するか又は他人に処理を委託するにかかわらず、最終的に適正に処分が終了するまで責任が徹底されるべきであることを趣旨としている。

前述のとおり不法投棄は後を絶たないものの、実際に原状回復されるものは少なく、投棄者不明や資力不足などにより結果として公費負担を余儀なくされる状況にあり、地域住民の産業廃棄物処理に対する不信感、不安感を生ずることとなっている。このため、今回の改正では、排出事業者の処理責任の原則を徹底し、産業廃棄物を適正に処理するための次のような規制強化を行っている。

#### ①廃棄物処理業の許可等の要件の追加

暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団員が事業活動を支配する法人等を欠格要件に追加するとともに、都道府県知事は許可又は取消処分を行う際には、これらの欠格要件を的確に把握するため、都道府県警察本部長に意見聴取を行うなどの手続きを定めた。

#### ②廃棄物処理施設の設置に係る許可等の要件の追加

廃棄物処理施設の維持管理義務を負う施設設置者が倒産し、適正な維持管理が行われなくなることなどを防止するため、申請者の能力が、設置計画及び維持管理計画に従って施設の設置及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして基準に適合するものであることなどを許可要件に追加した。

また、多数の焼却施設が著しく集中することが社会的に問題となったことなども踏まえ、焼却施設の過度の集中によって、ダイオキシン類に係る大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、設置の許可をしないことができることとした。

#### ③廃棄物処理施設の譲受等に関する許可等

これまでは、廃棄物処理施設の譲受等については自動的に施設設置者の地位を承継し、事後的に届出を行うものとされていたところ、この制度を奇貨として適切な維持管理を行う能力のない者が転売を目的として施設の許可を受けるという事案も見

受けられたため、今回の改正で、施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は都道府県知事の許可を、施設設置者たる法人の合併にあっては都道府県知事の認可を受けなければならないこととした。

#### ④産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の見直し

産業廃棄物管理票制度は、事業者は産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に管理票を交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度である。これまでの制度は、事業者は中間処理の終了しか確認できない仕組みになっており、最終処分まで適正な処理を確保するとする事業者の責任が徹底されていないとの問題があった。このため、今回の改正では、事業者が中間処理後の産業廃棄物の最終処分を確認させることなどを目的として、次のとおり、制度を強化することとした。

ア 最終処分業者は、中間処理業者に送付している管理票の写しに、最終処分の終了した旨を記載することとし、中間処理業者は、最終処分の終了した旨を記載した管理票の写しを事業者へ送付することとした。

イ 事業者は、最終処分の終了した旨を記載した管理票の写しの送付がないときに、状況把握及び適切な措置を講ずることとした。

ウ 架空の管理票の販売行為が行われ、不法投棄の温床ともされていることから、産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をした管理票を交付してはならないこととし、この違反を罰則の対象とすることとした。

#### ⑤廃棄物の焼却の規制

野外での廃棄物の焼却は、廃棄物の焼却は一定の構造を有する焼却設備を用いて一定の方法により行うこととする処理基準に違反するため、改善命令等の行政処分の対象とされる。しかしながら、無許可業者により行われた場合や事業者が一般廃棄物の焼却を行った場合などは、処理基準の適用がないため、改善命令を行うことができないこと、命令を行った場合であっても、一旦は中止し、新たな場所で焼却を始めるなど行政による取締りの効果が上がらないことなどの問題があったことから、今回の改正では、廃棄物処理基準に従って行う焼却、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である一定の焼却等を除き、廃棄物を焼却することを禁止し、罰則の対象とすることとした。

#### ⑥不適正処分に関する支障の除去等の措置命令の強化

不法投棄については、斡旋するブローカーや不法投棄を知りつつ土地を提供する土地所有者など、複数の行為者が関与して組織的に行われる事案が増加し

ており、悪質化、巧妙化が進んでいる。しかしながら、これまでは、措置命令の対象は、投棄者又は投棄者に直接処理を委託した者であって委託基準に違反した者若しくは管理票を交付しなかった者に限られており、ブローカーや土地所有者など不法投棄に関与した者に対しては、措置命令を行うことができないという問題があった。このため、今回の改正では、不適正処分された産業廃棄物の発生から処分に至る一連の処理の行程において管理票に係る義務に違反した者及び不適正処分等に関与した者を措置命令の対象に追加することとした。

併せて、今回の改正では、排出事業者の処理責任の原則を明確にし、事業者が産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずることとしており、この原則の下で、産業廃棄物の適正処理と生活環境の保全を図るため、中間処理後に不適正処分が行われ、事業者が管理票に係る義務等に何ら違反しない場合であっても、不適正処分を行った者等に資力がない場合であり、適正な処理料金を負担していないとき、不適正処分が行われることを知り、又は知ることができたときなど最終処分までの適正な処理を確保すべき注意義務に照らして事業者が支障の除去等の措置を採らせることが適当であるときについて、事業者を措置命令の対象とすることとした。

### ⑦罰則の強化

今回の改正では、産業廃棄物管理票の不交付、廃棄物の焼却禁止違反等に係る罰則を新設したほか、全般に罰則を強化している。また、廃棄物の無確認輸出については、フィリピンへの廃棄物不正輸出事件などを踏まえ、これまでの50万円以下の罰金から3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はこれらの併科と大幅に強化している。

#### (4) 施行日

廃棄物処理センター及び特定施設等に係る改正（(2)関係）については公布日（平成12年6月2日）、廃棄物処理業者等の許可要件に係る改正（(3)①～③関係）については平成12年10月1日、国の基本方針等及び産業廃棄物管理票制度等に係る改正（(1)及び(3)④～⑥）については平成13年4月1日から施行することとした。

### 3. 今後の展望

本年は、循環型社会元年と位置づけられ、先の通常国会では、廃棄物処理法等の一部改正法のほか、循環型社会形成推進基本法の制定、資源有効利用促進法（旧名：再生資源利用促進法）の改正、食品リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法の制定が行われた。これらと既存の容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等を併せ、循環型社会の形成に関する法制度が体系的に整備されつつある。

廃棄物処理法は、こうした体系の中で、廃棄物の適正な処理を通じた生活環境の保全、公衆

衛生の向上を担っており、今後、計画的・総合的に施策を推進していく中で、特に、必要な処理施設の確保と廃棄物処理への信頼性回復のための規制を施策の両輪として着実に実行していくことが重要であろう。

処理施設の確保の面では、2.で述べた改正に加え、税制上の優遇措置や財政措置を通じ、公的関与による緊急かつ補完的な施設整備を促進することとしている。また、民間施設も含めた優良な産業廃棄物処理施設の整備についても、日本政策投資銀行による支援措置を引き続き講じている。現在、既に複数の特定施設認定申請がなされており、今後のこれらの制度の活用が強く期待されることである。

また、廃棄物処理への信頼性回復のための規制の面では、警察や地域住民と連携した監視活動等による不適正処理の未然防止の取り組みが各地で進められている。加えて、指導、取締り等の強化、改善命令等を通じ、生活環境保全上の支障の防止、回復を積極的に推進することも必要である。

さらに、産業廃棄物の処理責任を担う事業者において、今回改正された規定の履行を通じて最終的に適正に処分が終了するまで責任が徹底されるためには、産業廃棄物の処理や、産業廃棄物処理業者に関する情報を事業者が十分に入手できる環境の整備が重要である。

そこで、(財)産業廃棄物処理事業振興財団において、この

10月から、インターネットを活用した産業廃棄物処理業者の情報提供を行うこととしており、これらのシステムを活用しつつ排出事業者がより適正な処理を確保していくことが期待される。

なお、残された大きな課題に、ほぼ誰も手が着けられず30年間保管が続いているPCB問題がある。我が国においては、カネミ油症事件という不幸な歴史もあり、その処理が困難となっている中、不明・紛失も続いている中、環境保全上極めて大きく懸念される状況となっている。

このため、厚生省としては、本年度から処理を進めるための起爆剤効果としてゼロPCBプロジェクト（ミレニアム事業）を実施することを皮切りに、廃棄物処理センターが整備するPCB処理施設を補助対象に追加し、産業界の協力を得て基金を創設し、早期に（10年間）PCBを処理するため、中小企業で小口保管者の紛失リスクを防止する観点から助成をしていくことを予算要求している。

この問題は、国民全体でPCBのリスクをヘッジするのか、高度経済成長を遂げる日本がその過程で背負った負の遺産として産業界に処理を求めるか、議論のあるところであるが、相方応分の協力をし、処理することが必要である。

相方の片方が合意できないことにより、また数十年間保管が続く、その間紛失し、魚が食べられなくなるといった事態を避けるためにも、国民全体のご理

解を願いたいとともに、特に産業界には特段の御認識をお願いしたい。

本年度はPOPs条約の締結もなされるのではないかとという状況にあり、PCBの保管が続く形が国の企業全体の格付けにも影響を与え、国際競争力を失う可能性さえ否定できない緊急的事態にあるともいえる。特段の御認識を重ねてお願いするもので

ある。

この財団は、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律に基づき、特定施設の整備事業及び産業廃棄物の処理に係る事業であって共同して行われるものに必要な資金の借入れに係る債務を保証することを業務とし、かつ、廃棄物処理法に基づく適正処理推進センターとして、事業者に対する助言、情

報収集及び提供、原状回復を行う都道府県への協力等も業務としており、上述の各施策のそれぞれに、極めて重要な役割を担っているところ、今回の改正法等の着実な施行を通じた廃棄物の適正処理の推進に、関係各位の一層の御尽力、御協力をお願い申し上げる次第である。

## システムの立上げ10月に

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

# 産業廃棄物処理業者情報検索システム

本誌前号(20号)でお知らせしたように、財団が厚生省の助成による「産業廃棄物処理業者情報検索システム」の構築が着々と進んでおります。

6月下旬、全国の全許可業者約56,000社に対して、許可の内容を確認する第1次アンケート調査を実施し、この種の任意調査としては異例の回答率53%という、予想をはるかに上回る大きな反響を得ることができました。当財団では、引き続き8月8日より、許可業者の基本的な企業情報および産業廃棄物処理という事業内容に関連する情報を収集するため、第2次アンケート調査を行います。すでに多くの許可業者から、第2次アンケート調査にも回答する旨の積極的な意向の表明を受けています。第1次調査における高い回答率という具体的な成果を

背景として、一方で、排出事業者を始めとする関係諸方面からの当システムに対する関心の高まりが見受けられ、産業廃棄物の適正処理に向けた実効的なツールとして、大きな期待が寄せられています。

### 〔処理業者選定時の有効手段〕

当システムは、従来一元化されていなかった全国の産業廃棄物処理業者に関する情報を集約し、これをインターネット上で公開することにより、産業廃棄物の排出事業者が適正な処理業者を選定する際に有効な手段を提供するとともに、産業廃棄物処理業界を社会に対してより開

かれたものにし、理解を促進しようとするものです。

### 〔処理業者の健全な発展に〕

当システムのデータベースは、地方自治体のご協力により全国の処理業者を網羅しており、また処理業者へのアンケート調査に基づく詳細な情報を含むものです。したがって、従来所轄自治体窓口あるいは処理業者に対して個別に照会しなければ得られなかった情報を、インターネットを通じて容易に検索し、入手することが可能になります。これにより、排出事業者による適格な処理業者の選定作業が大幅に軽減されることとなります。

一方、処理業者にとり、これは業界をより開かれたものとし、産業界のみならず社会全般による理解を促進し、もってその健全な発展を図る機会となります。

〔産廃情報ネット〕

覚えていただきやすく、広く親しんでいただけるよう、当システムの通称を「産廃情報ネット」とします。処理業者の情報にとどまらず、産業廃棄物に関する情報を

広く収集し、公開していくことで、今後、システムを徐々に充実させていくことをめざします。

〔構築スケジュール〕

これまでに全国の処理業者の許可に関する情報を所轄自治体から受領し、その基本的な入力および企業ベースでの集約作業を6月中旬までに完了しております。これに基づき、第1次調査として、6月下旬に個々の許

可情報の当該業者による確認を行いました。さらに、第2次調査として、8月8日より財務状況・処理状況等より詳細な事業に関する情報の照会を行います。これらの情報をインターネット上で公開するシステムの立ち上げを10月に予定しています。

〔第1次調査について〕

第1次調査は、6月下旬、郵送アンケートにより、約140,000件の許可を有する全国の全許可業者約56,000社に対して行われました。これらの許可件数および企業数はこれまで実数として把握されておらず、今回の調査の前提としてこれらが明確にされたこと自体、まず大きな成果のひとつといえます。なお、業種別の内訳は、収集運搬業約54,000社、中間処理業および最終処分業を合わせた処分業約8,000社であり、収集運搬および処分の兼業が約6,000社となります。これらの約56,000社のうち、約27,000社から回答が得られました。回答のなかった業者に対する補足調査より、少なくとも5,000社程度は、すでに企業として存在しないか、あるいは産業廃棄物処理業を行っていないものと推定されるため、営業中の許可業者に対する実質的な回答率は53%を上回るものと考えられます。これは、この種の任意調査としては異例の高さといえます。

〔第2次調査について〕

第2次調査は、8月8日より、同様に郵送アンケートにより行われます。対象は、基本的には

**構築スケジュール**

- 情報の収集
  - 処理業者の許可に関する情報
    - 6月中旬まで 所轄自治体から受領、入力
    - 6月下旬 (第1次調査) 当該業者による確認
  - 詳細な事業に関する情報(財務状況・処理状況等)
    - 8月8日 (第2次調査) 当該業者に対する照会
- システムの立ち上げ
  - 10月

**第1次調査**

- 調査方法
  - 対象：全許可業者約56,000社(許可件数約140,000件)
 

}	業者ごとの内訳： 収集運搬業	約54,000社
	処分業	約8,000社
	(中間処理業・最終処分業合計)	
	収集運搬・処分兼業	約6,000社
  - 実施時期：6月下旬発送
  - 手法：郵送アンケート
- 調査結果
  - 回答状況：約27,000社より回答
  - \*実質回答率：約53%

**第2次調査**

- 調査方法
  - 対象：第1次調査への回答者および残りの処分(中間処理および最終処分)業者全許可業者(約30,000社)
  - 実施時期：8月8日発送
  - 手法：郵送アンケート
- 主な調査内容
  - 基本企業情報：資本金・売上高・経常利益・株主・役員・取引金融機関・関連企業
  - 事業内容関連情報：主力取扱廃棄物種類・料金・主要顧客・川上/川下の関係関係・処理状況・リサイクル状況・環境影響への対応状況・処理実績
- ☆ ビジネスチャンスを求める処理業者による回答への積極的な意向の表明が期待される



第1次調査への回答者となりますが、適正処理の推進には排出事業者による適格な処分（中間処理および最終処分）業者の選定が肝要との観点から、処分業者については全数を含めることとします。

主な調査事項は、基本的な企業情報として、資本金・売上高・経常利益・株主・役員・取引金融機関・関連企業、産業廃棄物処理という事業内容に関連する情報として、主力取扱廃棄物種類・料金・主要顧客・川上／川下の関係関係・処理状況・リサイクル状況・環境影響への対応状況・処理実績となります。

第2次調査は、排出事業者による処理業者の選定に際する実効性を重視するため、やや詳細なものとなりますが、処理業者の意見を加味して、積極的な営業をめざす処理業者にとっては比較的容易に回答できる内容および形式となっております。

また、すでに多くの処理業者から、第2次アンケート調査にも回答する旨の積極的な意向の表明があり、激動する産業廃棄物処理業界にあって、新たなビジネスチャンスをつかもうとする処理業者の真摯な姿勢がうかがわれます。

#### 〔当システムへの期待〕

上述しましたように、当システムは処理業者に対する第1次アンケート調査で、予想をはるかに上回る高い回答率を上げることができました。これは、ただ単に今般の立ち上げ時において情報の精度を高めるばかりで

はなく、今後の当システムの継続的な発展に向けて必要不可欠な基盤である処理業者の積極的な参画を示すものです。

一方で、当システム構築に関する認知が高まるにつれて、利用に関する問い合わせ等の形で、排出事業者を始めとする関係諸方面からの期待の表明が当財団に対して寄せられつつあります。このように、当システム利用者の関心が高まることは、システムに参画して情報を開示しようとする処理業者数の拡大、またその情報内容の充実と

いう、質量両面におけるシステムの整備に結びつくものと評価されましよう。

このように、情報提供者である処理業者の積極的な参画、およびシステム利用者である排出事業者等による関心の高まりという双方の動向は、当システムの基盤が着実に築かれていくこと、そして今後、当システムが、産業廃棄物の適正処理に向けた実効的なツールとして、“デファクトスタンダード”を確立していくことを期待させるものといえます。

- 第1次アンケート調査に対する高い回答率  
= 情報提供者（処理業者）の積極的な参画
- 当システム利用に関する問い合わせ  
= システム利用者（排出者等）の高い関心

- ☆ 当システムの基盤の着実な構築
- ☆ 当システムの“デファクトスタンダード”化



第1次アンケート調査封筒入作業

## 環境展盛会裡に終える

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

5月30日(火)から6月2日(金)迄の4日間にわたり、有明ビッグサイトで開催された「2000NEW環境展」に、当財団は同環境展の協力団体としてのみでなく出展社としても参加して日頃の活動の状況を披露した。

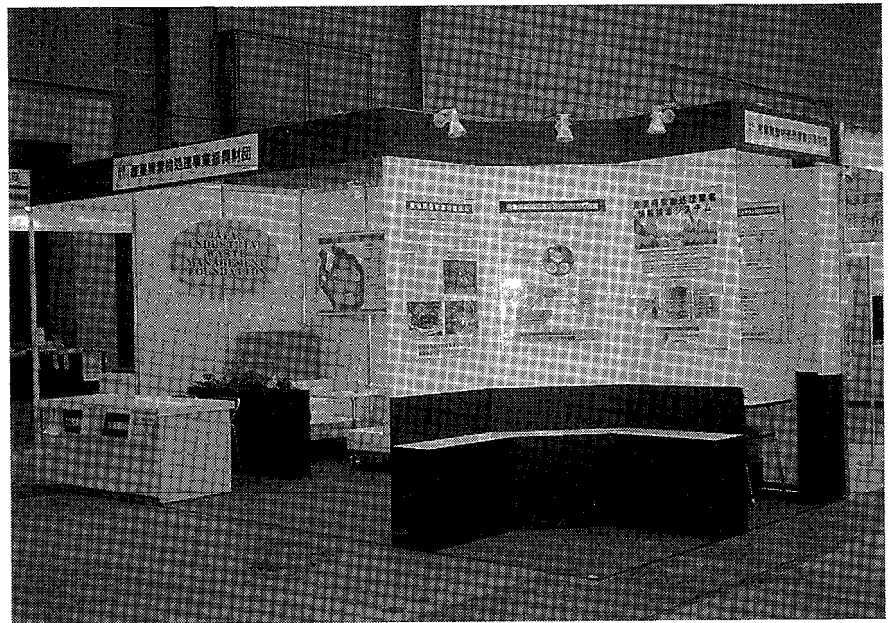
機関中は、「目で見える産廃振興財団」をコンセプトとして、①債務保証、②助成事業、③処理センターの動き、④情報検索システム、⑤適正処理事業、⑥PCB処理、についての分かり易いパネルを作成して展示すると共に、財団職員が交替で展示会場に詰めて、各種相談及び質問への対応を行った。

多くの入場者が当財団のブースに足を運んで呉れたが、中でもPCB処理、および業界初の試みである「産廃処理業者情報検

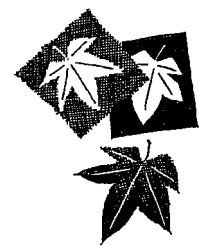
索システム」への質問が数多く見られ、当該事業に対する期待と関心の深さが窺えた。

また、配布用に会場に準備した当財団の「財団案内」は、1,930部が期間中にさばけた

他、展示販売を行った当財団編纂による図書「日米欧の産業廃棄物処理」及び「PCB処理技術ガイドブック」に対しても専門書としての根強い人気が見られた。



環境展—財団の出展コーナー



## 第6回及び第7回適正処理推進センター運営協議会開催

## 適正処理推進センター

## 京都府と長野県の2案件を審査

平成12年6月13日（第6回）及び6月28日（第7回）の2回に渡り京都府（宇治市）、長野県（三郷村、大町市）の2案件を審査するため適正処理推進センター運営協議会が開催された。

京都府の案件は、事案の概要に示したとおり建設系廃棄物の不法投棄事案であり、長野県の案件は、フィリピンへのゴミ輸出事件の当事者である(有)ニッソーにより、廃プラスチック類等の産業廃棄物が黒いビニールで梱包された形で投棄されたものである。この2つの案件については、審査を終了した。

## 京都府の事案概要

不法投棄等の場所	京都府宇治市槇島町二十四 10番1		
不法投棄等の時期	発生時期	平成11年7月	
	判明時期	平成11年9月29日	
投棄実行者	久田潤一（久田建設代表者） 京都府伏見区大津町723番地 パレトール505		
投棄物の種類及び量・その状況	種類と量	産業廃棄物の量 約9,600m <sup>3</sup> 内訳 がれき類、木くず、廃プラスチック類等	
	状況	これまでに粉塵の飛散、コンクリート片等の落下堆積物の崩壊の危険による通行止等の部分対応によりしのいできたが、堆積した産業廃棄物の頂上部分に亀裂が生じ、崩壊、流出の危険が心配されるに至り代執行。	
措置命令等行政措置状況	19条の4（措置命令）	19条の5（公告）	
	平成12年4月27日	—	

## 長野県（三郷村、大町市）の事案概要

	三郷村		大町市		
不法投棄等の場所	長野県南安曇郡三郷村大字温7918番1		長野県大町市大字常磐7082番地4及び同番5		
不法投棄等の時期	発生場所	平成11年4月		平成11年5月	
	判明時期	平成11年5月上旬		平成11年5月下旬	
投棄実行者 （排出事業者）	森 秀壽 長野県 松本市 山越 晶 長野県 塩尻市 石井 祥 群馬県 太田市	（排出事業者）（有）ニッソー 栃木県小山市 代表 伊藤 廣美 工場長 伊藤 義信			
投棄物の種類及び量・その状況	種類と量	産業廃棄物の量 約2,210t 内訳（1個 約1tに梱包） 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類等が混在しており種類別に量を特定することができない。 また、感染性のおそれのある廃棄物が微量混入している可能性がある。 投棄面積及び高さ 1414m <sup>2</sup> 2.0~5.6m	産業廃棄物の量 約1,100t 内訳（1個 約1tに梱包） 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類等が混在しており種類別に量を特定することができない。 また、感染性のおそれのある廃棄物が微量混入している可能性がある。 投棄面積及び高さ 480m <sup>2</sup> 4.3m		
	状況	圧縮梱包された廃棄物が野積みされており、約1年経過したため梱包がやぶれ、廃棄物が周辺農地に飛散し、落下等が発生している。 今後、梱包の損壊が進行し、飛散の拡大、汚水、悪臭の発生のおそれがある。	圧縮梱包された廃棄物が野積みされており、約1年経過したため梱包が破れ、野積み廃棄物が破壊するおそれがあり、今後、梱包の破損が進行し、飛散の拡大、汚水、悪臭の発生のおそれがある。 また、降雨時には隣接側溝を通じ汚水が下流農業用水路に流入するおそれがある。		
措置命令等行政措置状況	19条の4（措置命令）	19条の5（公告）	19条の4（措置命令）	19条の5（公告）	
	平成12年5月24日	—	平成12年5月24日	—	

# 財団事務所が新橋に移転

～9月4日からは新事務所にて業務開始～

先号でお知らせしたように、財団事務所が移転することになりました。

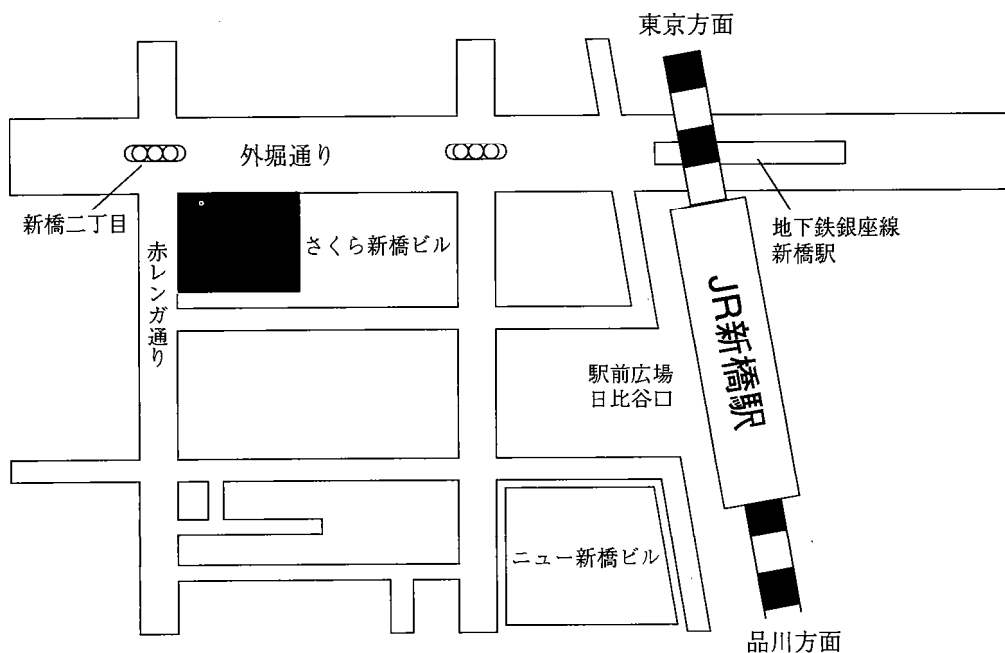
産業廃棄物処理業者の情報検索システムの導入に伴い、コンピュータ室の設置が必要となり、また会議室が狭隘であることから事務所を新橋に求めたものです。

新事務所はJR新橋駅から徒歩2分と交通至便の地でございます。是非お立寄り下さるようお願い申し上げます。

なお、平成12年9月4日から新事務所での業務を開始しております。

新住所	〒105-0004 東京都港区新橋2丁目6番1号 さくら新橋ビル6階
電話	03-3500-0271
FAX	03-3500-0272
業務開始	平成12年9月4日
交通	JR新橋駅日比谷口より徒歩2分 営団地下鉄銀座線新橋駅より徒歩3分

## 地図



# 全国のPCB廃棄物の保管状況

厚生省

## 4年度に引続き厚生省調査

厚生省は本年7月に、全国都道府県・保健所設置市から平成10年度のPCB廃棄物の保管状況を調査、その結果を発表しました。

この調査は平成4年度に続く

ものですが、今回の調査で、4年度に保管されていたPCB廃棄物と比較して紛失したり、不明の分が明らかになりました。PCBは約30年にわたり保管が続いており、このままさらに紛失・不

明分が増加すると環境汚染問題が拡大するおそれがあります。

以下、厚生省が7月17日に発表を行ったPCBを含む廃棄物等の保管状況の調査結果を掲載いたします。

### PCBを含む廃棄物等の保管状況等調査結果について

平成12年7月17日 厚生省水道環境部産業廃棄物対策室

厚生省が平成10年度に実施したPCBを含む廃棄物等の保管状況等調査結果は次のとおりである。

厚生省としては、本調査を通じて、都道府県・保健所設置市がPCB廃棄物の保管・使用状況を的確に把握することにより、保管事業者に対する指導の徹底が図られるものと考えているが、改めて本日付けで、都道府県・保健所設置市あてに未報告・未確認の事業者に対する再調査及び保管事業者に対する適正保管の指導の徹底を図るよう依頼したところである。

#### 1. 調査方法

平成4年度に厚生省では、PCBを含む廃棄物の保管状況について全国調査を実施しているが、今回は、平成10年12月に平成4年度調査による台帳等を用いて、各都道府県・保健所設

置市（以下、「都道府県等」という。）に対し、①PCBを含む

電気機器（トランス・コンデンサ）、②PCB入り腐感圧複写紙、

表－1 PCB使用機器（高圧トランス・コンデンサ）の保管状況

	事業所数	PCB保管機器台数
H4調査公表値	20,827	106,998
H4保管分計	1) 17,360	2) 119,353
未報告	4,308	3) 14,900
回答	13,052	104,453
内 保管	4) 10,957	93,006
不明紛失	5) 1,488	4,942
移動	6) 607	7) 6,505
新たな保管	8) 23,752	8) 111,421
H10保管	9) 39,367	9) 219,327

- 注 1) 平成4年度の調査結果による台帳及び（財）電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器登録台帳を基に再調査した結果、PCB入りでなかったなどの誤認、重複等を削除した。
- 2) 平成4年度当時から保管していたもので新たに判明したものを追加。
- 3) 今回未報告の事業所における保管台数は、平成4年度調査結果の保管台数とした。
- 4) 不明紛失のない保管事業所数。
- 5) 一部又は全部に不明紛失のある保管事業所数。
- 6) 全て移動したため保管しなくなった事業所数。
- 7) 管外移動した台数。
- 8) 平成4年度調査以降新たに保管することとなった事業所数及び台数。（管外移動に伴う新たな保管を含む。）
- 9) 保管及び新たな保管の事業所数、台数（未報告含む）。
- ※ 事業所数には計上しているものの、台数で把握できなかったもの（コンデンサで9トン程度）がある。

③廃PCB等（廃PCB及びPCBを含む廃油）、④その他のPCBを含む廃棄物（汚泥、ウエス、安定器等）の保管状況及び通商産業省の協力も得て、(財)電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器登録台帳を用いて、今後廃棄物となる現在使用中のPCBを含む電気機器（高圧トランス・コンデンサ）の使用状況を把握するよう依頼したものに、厚生省が行った調査結果等に加え、厚生省が集計・取りまとめを行ったものである。

2. 調査結果

(1) PCBを含む電気機器（高圧トランス・コンデンサ）の保管状況

○今回の調査結果から、平成10年度時点でのPCB使用機器の保管は、保管事業所数39,367事業所、保管台数219,327台と判明（未報告、4,308事業所、14,900台を含む）。

○平成4年度の調査によるPCB使用機器の保管状況については、その後の再確認より、保管事業所数は17,360事業所と判明。また、保管台数は119,353台と算定される。

○このうち10,957事業所で、平成4年度に保管されていた機器の保管が確認され、保管台数は93,006台。1,488事業所で平成10年度までに一部又は全部の機器を紛失し、紛失台数は4,942台。したがって、全体の119,353台のうち約4.1%（平成4年度調査では7.0%）が紛失されたことと

なる。

(2) PCBを含む電気機器（高圧トランス・コンデンサ）の使用状況

○今回の調査では、今後使用中のものが保管等に移行するため、使用中のものも調査対象とした。

○(財)電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器登録台帳を基に調査したところ、22,035事業所、60,477台について使用中と確認され、使用中かどうか確認できなかったものが51,950事業所、94,051台と

なった。

(3) PCB入り廃感圧複写紙

○今回の調査結果から、平成10年度時点での廃感圧複写紙の保管は、保管事業者数456事業所、保管重量644トンと判明（未報告、42事業所、9トンを含む）。

○平成4年度の調査による廃感圧複写紙の保管状況については、その後の再確認により、保管事業所数は544事業所と判明。また、保管重量は587トンと算定される。

○このうち372事業所で、平成

表ー2 PCB使用機器（高圧トランス・コンデンサ）の使用状況

	事業所数	PCB使用機器台数
使用中	22,035	60,477
未確認	51,950	94,051

注 事業所数には計上しているものの、台数で把握できなかったもの（コンデンサで2.5トン程度）がある。

表ー3 PCB入り廃感圧紙の保管状況

	事業所数	PCB入り廃感圧複写紙重量(トン)
H4調査公表値	551	768
H4保管分計	1) 544	2) 587
未報告	42	3) 9
回答	502	577
内 保管	4) 372	566
不明紛失	5) 83	9
訳 移動	6) 47	7) 3
新たな保管	8) 37	8) 69
H10保管	9) 456	9) 644

注 1) 平成4年度の調査結果による台帳を基に再調査した結果、PCB入りでなかったなどの誤認、重複等を削除した。  
 2) 平成4年度当時から保管していたもので新たに判明したものを追加。  
 3) 今回未報告の事業所における保管重量は、平成4年度調査結果の保管重量とした。  
 4) 不明紛失のない保管事業所数。  
 5) 一部又は全部に不明紛失のある保管事業所数。  
 6) 全て移動したため保管しなくなった事業所数。  
 7) 管外移動した重量。  
 8) 平成4年度調査以降新たに保管することとなった事業所数及び重量。（管外移動に伴う新たな保管を含む。）  
 9) 保管及び新たな保管の事業所数、重量（未報告分含む）。

4年度に保管されていた廃感圧複写紙の保管が確認され、保管重量は566トン。83事業所で平成10年度までに一部又は全部の機器を紛失し、紛失重量は9トン。したがって、全体の587トンのうち約1.5%（平成4年度調査では約4%）が紛失されたこととなる。

#### (4) 廃PCB等（廃PCB及びPCBを含む廃油）

○今回の調査結果から、平成10年度時点での廃PCB等の保管は、保管事業所数382事業所、保管重量約12.6万トンと判明（未報告、11事業所、14トンを含む）。

○平成4年度の調査による廃PCB等の保管状況については、その後の再確認により、保管事業所数は224事業所と判明。また、保管重量は4,076トンと算定される。

○このうち192事業所で、平成4年度に保管されていた廃PCB等の保管が確認され、保管重量は4,048トン。10事業所で平成10年度までに一部又は全部の機器を紛失し、紛失重量は1.5トン。したがって、全体の4,076トンのうち約0.04%が紛失されたこととなる。

○なお、平成4年度時点に比べ保管量が大幅に増大している主な理由は、電力会社が柱上トランスに使用していた極微量のPCBが混入した絶縁油を抜き取り保管しているためである。

#### (5) 低圧トランス・コンデンサ

表－4 廃PCB等の保管状況

	事業所数	廃PCB等重量（トン）
H4調査公表値	152	5,334
H4保管分計	1) 224	1) 4,076
未報告	11	2) 14
回答	213	4,063
内 保管	3) 192	4,048
不明・紛失	4) 10	1.5
訳 移動	5) 11	6) 13
新たな保管	7) 172	7) 122,385
H10保管	8) 382	8) 126,448

注 1) 平成4年度の調査結果による台帳を基に調査した結果、PCB入りでなかったなどの誤認、重複等の削除、平成4年度当時から保管していたもので新たに判明したものの追加を行った。  
 2) 今回未報告の事業所における保管重量は、平成4年度調査結果の保管重量とした。  
 3) 不明・紛失のない保管事業所数。  
 4) 一部又は全部に不明紛失のある保管事業所数。  
 5) 全て移動したため保管しなくなった事業所数。  
 6) 管外移動した重量。  
 7) 平成4年度調査以降新たに保管することとなった事業所数及び重量。（管外移動に伴う新たな保管を含む。）  
 9) 保管及び新たな保管の事業所数、重量（未報告分含む）。  
 ※ 1L=1kgで換算している。事業所数としては計上しているものの、重量で把握できなかったもの（ドラム缶等で5本程度）がある。

表－5 低圧トランス・コンデンサの保管状況

	事業所数	不明・紛失	保管量	不明・紛失
H4保管	218	3	約11万台	約1.2万台
H10保管	670	—	約39万台	—

表－6 安定器のPCB廃棄物の保管状況

	事業所数	不明・紛失	保管量	不明・紛失
H4保管	266	4	約41万個	約2,600個
H10保管	2,084	—	約240万個	—

注 事業所数としては計上しているものの、個数で把握できなかったもの（1.5トン程度及びドラム缶で11本程度）がある。

○PCBを含む低圧トランス・コンデンサの保管量として今回報告されたものは、全国670事業所において約39万台であった。

#### (6) 安定器

○PCBを含む安定器の保管量として今回報告されたものは、

全国2,084事業所において約240万個であった。

#### (7) 柱上トランス

○今回新たに調査した柱上トランスについては、平成10年度時点で、保管中のものが49事業所、約138万台、使用中のものが約264万台であっ

た。

(8) その他のPCB廃棄物

①ウエス

PCBを含むウエスの保管量として今回報告されたものは、全国141事業所において約117トンであった。

②汚泥等

PCBを含む汚泥等の保管量として今回報告されたものは、全国97事業所において約10,500トンであった。

③その他機器（リアクトル、開閉器、整流器等）

PCBを含むその他機器の保管量として今回報告されたものは、全国386事業所において約3.3万個であった。

3. 今後のPCB対策について

政府としては、引き続き、環境庁、厚生省、通産省等関係省

参考 【結果概要】 ( ) 内はH4保管数に対する割合(%)

表-7 安定器のPCB廃棄物の保管状況

		事業所数	不明・紛失	保管量	不明・紛失
ウエス	H4保管	59	1	約 80トン	約 0.2トン
	H10保管	141	—	約 117トン	—
汚泥等	H4保管	69	1	約 6,700トン	約0.04トン
	H10保管	97	—	約10,500トン	—
その他機器	H4保管	84	0	約 2.4万個	0
	H10保管	386	—	約 3.3万個	—

注 ○表中のH4保管の事業所数及び保管量は平成4年度の調査結果による台帳を基に調査した結果、誤認、重複等を削除したもの。  
 ○平成4年度公表値は、その他のPCB廃棄物としてウエス、汚泥等をまとめて、66事業所、1,112トンである。  
 ○事業所数としては計上しているものの、重量として把握できなかったもの（ウエスが容器等で24個程度、汚泥等がドラム缶で230本程度、その他機器が53トン程度）がある。

庁が連携を図りつつ、PCB廃棄物の適正処理に向け努力していくこととしている。

なお、厚生省としては、PCB廃棄物の処理を促進するため、今年度事業において、安全かつ適切にPCB廃棄物の処理を行う

ことのできる優良事業者を選定し、当該優良事業者のPCB廃棄物の処理に対する財政上及び技術上の支援を行う「ゼロPCB支援プロジェクト（ミレニアムプロジェクト）」を実施することとしている。

		H4保管			H10保管 (未報告含む)	H10使用中
			紛失・不明	未報告		
高圧トランス・コンデンサ	事業所	17,360	1,488 (8.6)	4,308 (24.8)	39,367	22,035
	台数	119,353	4,942 (4.1)	14,900 (12.5)	219,327	60,477
廃感圧複写紙	事業所	544	83 (15.3)	42 (7.7)	456	—
	トン	587	9 (1.5)	9 (1.5)	644	—
廃PCB等	事業所	224	10 (4.5)	11 (4.9)	382	—
	トン	4,076	1.5 (0.04)	14 (0.3)	約12.6万	—

		H10保管 (未報告含む)
低圧トランス・コンデンサ	事業所	670
	台数	約 39万
安定器	事業所	2,084
	個数	約 240万
柱上トランス	事業所	49
	台数	約 138万

		H10保管 (未報告含む)
ウエス	事業所	141
	トン	約 117
汚泥等	事業所	97
	トン	約10,500
その他機器	事業所	386
	台数	約 3.3万



## 第33回理事会開催

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

## 平成11年度の事業報告、収支決算承認される

平成12年6月22日午後、経団連会議室で、財団の平成11年度事業報告、収支決算を内容とした理事会が開催された。

先ず理事長の挨拶で、財団の経営内容、債務保証、振興、原状回復事業等に触れ、議事に入り、事業報告、評議員等の一部変更、9月に予定される財団事務所の移転、これに伴う寄附行為の変更が議案として審議された。

主な内容として、

1. 債務保証では、新規案件は採択されず、継続の案件のみにとどまり、また初の保証債務の履行・代位弁済の実行が発生、求償権を得て、継続活用を検討中とした。

国の補正予算により、一般債務保証基金に初めて7億円の補助金が交付された。

「廃棄物処理センター」整備促進に係る第6回全国担当者会議を11年11月福島県い

わき市で開催、140名の参加。

2. PCB処理事業として、PCB汚染物の処理基準の調査研究、基準の改正による新技術手引の図書の編集。この手引書を教材として、東京、大阪での講演会を開催、2会場で600名参加。

3. 調査研究事業として、厚生省から府県での廃棄物処理センターの整備基本調査、環境事業団からの産廃処理施設整備の技術開発の研究など委託調査を実施した。

4. 産廃処理業者情報検索システムの構築として、11年度国の補正予算により財団に助成され、産廃の排出事業者が、的確に処理業者の情報を検索し、適切な委託業者を選定できるシステムを構築したものの。

5. 適正処理推進センターの業務として、11年度には「適正処理推進基金」に国、産業界から5億2千万円余が出捐

され、不法投棄された産廃を除去した大阪、兵庫、和歌山の府県に987万円の支援が行われた。

また、平成10年6月の廃棄物処理法の改正前に不適正に処分された産廃の除去を行った群馬県ほか3県市に対し、国からの補正予算により、1億1千万円余の補助を行った。

収支決算については、上記事業報告に沿った決算報告および監査報告がなされた。

以上の議案につき審議されたのちに承認され、報告事項として、理事、監事の変更、債務保証状況、不法投棄原状回復事業が報告され閉会した。

なお、理事会に先立ち、第25回評議員が同月19日に開かれ、前述の各議案につき審議され承認された。

財団情報コーナー

## 平成12年度センター調査開始へ

廃棄物処理センター制度は、産業廃棄物等の適正かつ広域的な処理の確保を目的に平成3年度の改正法により創設されたもので、今回これをさらに設置しやすい方向に改正し、設置主体

の拡充、設置ヶ所数の制限撤廃等がなされたところでは。

当調査は、本制度の趣旨を受け、都道府県におけるセンター設置推進の一助として、(財)産業廃棄物処理事業振興財団が国

の委託を受け平成5年度より進めてきております。平成12年度は、大阪府、兵庫県、宮城県を対象に調査を開始いたしました。

▼リサイクル率70%など

## 道外産廃搬入 に具体的基準

◆北海道

北海道環境審議会は北海道外から道に搬入される産業廃棄物の受け入れ基準をまとめ、9月18日、道に答申した。

基準の内容は①リサイクル率が廃棄物の重量の70%以上であること②修理をすれば、重量の90%以上が再利用できる廃棄物③燃焼させることでえられる熱エネルギー量に対し、発電量が20%以上となる一などで、具体的な数値を明示したのは全国で初めてだという。

道への廃棄物の搬入は1998年6月にまとめた「産業廃棄物に関する指針」で、セメント材料に使う石炭灰や、プラスチックなどを原料とするRDFなどとしていたが、このほかの廃棄物に関して基準があいまいだったことから、道は同審議会に基準策定を諮問していた。これを基に道案を策定し、早ければ11月から運用するという。

(9・19 北海道新聞)

▼基準3.8倍のDXN検出

## チッソが焼却炉 2基を停止

◆熊本県水俣市

熊本県は9月20日、同県水俣市の江添川河口で国の基準の3.8倍に相当する1ℓ中最高3.8ピコグラムのダイオキシンを検出した、と発表した。

県は調査地点の上流にあるチッ

ソ水俣工場からの排水が原因とみて、同工場を八月上旬、立ち入り調査、原因解明と対策を促したが、同月23日、あらためて調査した結果、再び基準を上回る1.4ピコグラムのダイオキシンを検出した。

同社は応急措置として2基の焼却炉を8月28日から運転停止、また抜本策として2002年3月までに同焼却炉の廃棄など工場全体の排水管理を改善するという。

(9・21 西日本新聞)

# 産廃ア・ラ・カルト

## 地方紙ダイジェスト

▼最高0.0036ppm

## 処分場周辺から 高濃度水銀

◆福岡県福岡町

福岡県福岡町の民間産業廃棄物最終処分場・排水処理施設に隣接する井戸から最高で環境基準の7倍を超える水銀が検出されたことが、このほど分かった。

同町によると計3ヶ所の観測井戸で臨時水質検査を実施したところ、そのうち1ヶ所から環境庁が示す基準値0.0005ppmを上回る最高0.0036ppmの水銀が検出された。ほかの2カ所からは検出されなかった。

同処分場の約500m西側では地下水を利用している集落があるが、そこから水銀は検出され

なかった。

(8・30 西日本新聞)

▼コンデンサー191台など

## PCB使用機器を 一括管理

◆福岡県北九州市

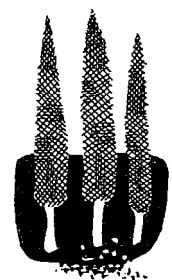
北九州市はポリ塩化ビフェニール(PCB)を使用した電気機器をこれまで、各部局で個別に保管していたが、このたび一括管理に切り替えるため同市内の専用保管施設に搬入した。

搬入したPCB機器はコンデンサー191個、変圧器1台、ノーカーボン紙3374kg、蛍光灯の安定器21759個など、16部局の142施設(小・中学校を含む)から回収した。

搬入後、同市が把握していた機器数に比べかなり多かったことが判明。同市廃棄物指導課は追加を重ねて個別保管していたため各部局の届け出がおおざっぱだった」としている。

PCB機器の保管施設は毎月1回パトロールするという。

(9・2 西日本新聞)



## 編集後記

先の沖縄サミットでは情報通信技術を世界中に普及させるために「沖縄IT憲章」が採択された。

マスコミではIT革命などとさかんに報道されていてさぞや難しい社会になるのではないかと思いがちであるが、すでに私達の日常生活ではその最先端技術を使った製品がなくてはならないものとなっている。その代表的なものは携帯電話でビジネスマンや若者からはじまって、今や主婦にとっても欠かせないものらし

い。固定式電話の加入台数を抜いて6,000万台以上普及したし、パソコンも去年はテレビの出荷台数を上回り、IT社会到来の基本インフラとなっている。

IT社会では情報が瞬時に、広く、どこまでも行きわたることでコミュニケーションにかかる「コスト」と「時間」が従来に比べて劇的に下がり、短縮するのが特長で、そのことによって企業や産業の構造、社会構造まで根本的に変化するとされている。

環境産業でもすでにインターネットを使った各社の情報交換が行なわれているが、弊財団では、本号の記事の通り産廃処理業者情報検索システムをこの秋からスタートさせることになった。このシステムを活用するか、しないかは、処理業者自らの判断であるが活用次第で企業内の情報格差はどんどん広がり、やがては企業間格差になるのではないかと心配するのである。

(梅本利三)

待望の発刊!!

我が国初のPCB処理技術集

### 『PCB処理技術ガイドブック』

#### 第1章 PCB問題の経緯

- 1.1 PCB問題の経緯
- 1.2 PCBの管理
- 1.3 PCBの処理
- 1.4 PCB廃棄物
- 1.5 引用文献

#### 第2章 廃PCB等の処理技術とその施設

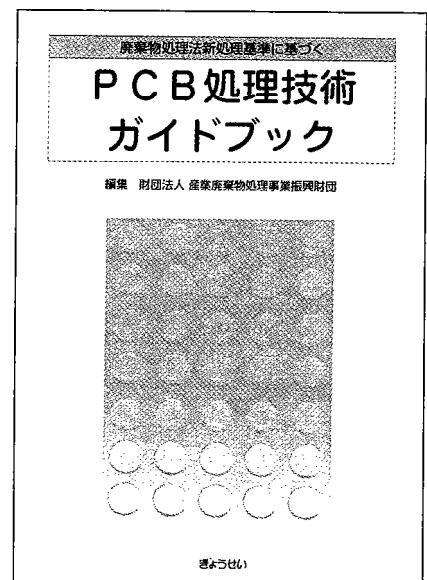
- 2.1 焼却技術とその施設
- 2.2 脱塩素化分解技術とその施設
- 2.3 超臨界水酸化分解技術とその施設

#### 第3章 PCB汚染物の処理技術とその施設

- 3.1 焼却技術とその施設
- 3.2 溶剤洗浄技術とその施設

#### 第4章 PCBの分析

- 4.1 PCBの分析技術
- 4.2 分析方法
- 4.3 引用文献
- 資料編
- PCB処理技術調査検討委員会委員名簿



編集／財団法人 産廃物処理事業振興財団

発行／株式会社 ぎょうせい

B5判・定価 3,150円

本体 3,000円＋税

送料 380円

申込み 株式会社 ぎょうせい

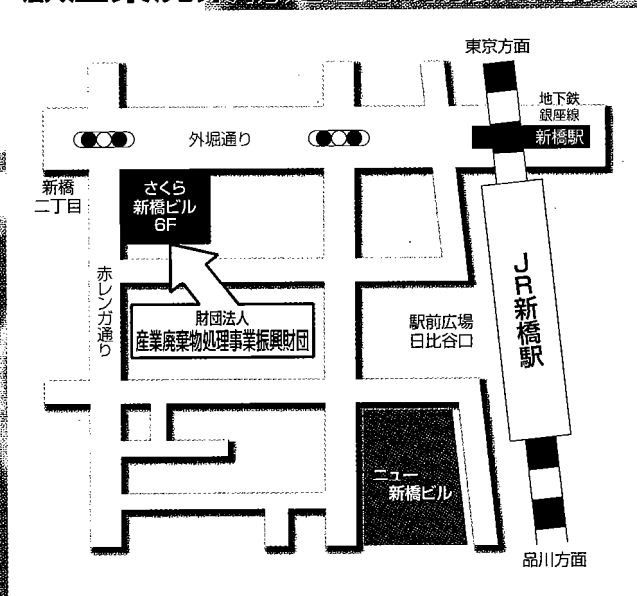
〒167-8088

東京都杉並区荻窪4-30-16

TEL (03) 5349-6654

FAX (03) 5349-6677

# 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



JR新橋駅 日比谷口より 徒歩2分  
同地下鉄銀座線 新橋駅より 徒歩3分

「産廃振興財団ニュース」

2000.10

Vol.8

NO.

発行日 平成12年10月1日

発行人 太田 文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目6番1号

(さくら新橋ビル6F)

TEL(03)3500-0271 FAX(03)3500-0272